総論 国の自転車活用推進計画策定の経緯（国土交通省自転車活用推進計画より抜粋）

資料- 1

【法令の経緯】

●自転車に関して、これまで、「自転車道の整備等に関する法律」（昭和45年法律第16号）や「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和55年法律第87号）に基づき、大規模自転車道の整備、交通事故対策、放置自転車対策等を推進。

●自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする**自転車活用推進法**（平成28年法律第113号）が平成29年５月１日に施行。

自転車活用推進計画は、自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車活用推進法第９条に基づいて定めるものであり、我が国の自転車の活用の推進に関して基本となる計画として位置付け。

【自転車を巡る現況と課題】

・自転車本来の通行空間の整備が断片的　・自転車対歩行者の事故への対応
・旅行者のニーズが体験型へと変化　・死亡事故の８割が自転車の法令違反　・災害時の自転車活用の検討
・コンパクトシティ形成への自転車活用　・生活習慣病予防による健康寿命延伸

大規模自転車道整備延長の推移

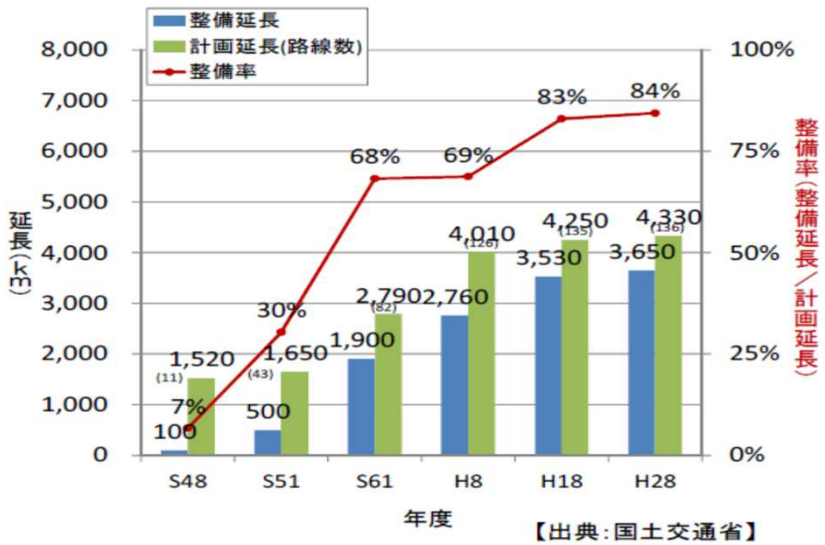

【出典：国土交通省】

自転車関連事故件数の推移

【出典：警察庁】